

## 浜田市開発登録簿閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、建設部建設企画課に設置する。

(閲覧時間)

第3条 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第2号）に定める休日とする。

(臨時休日等)

第5条 市長は、登録簿の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手続)

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申込簿に住所、氏名、閲覧の目的その他必要な事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。

(登録簿の持出禁止)

第7条 登録簿は、閲覧所以外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において、他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

(登録簿の写しの交付手続)

第9条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第47条第5項の規定により

登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿の写しの交付請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式（第9条関係）

年 月 日

浜田市長 様

請求者

住所

氏名

㊟

開発登録簿の写しの交付請求書

開発登録簿の写しの交付を受けたいので、次のとおり都市計画法第47条第5項の規定により請求します。

開発許可を受けた者の氏名	
開発許可年月日及び番号	
開発区域の名称	
交付請求の枚数	枚
使用の目的	